

佐賀県告示第百五十五号

佐賀県歴史的文書の閲覧等に関する規程（平成二年佐賀県告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第一条及び第二条中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第三条中「総務法制課内」を「法務課内」に改める。

第四条第二項、第五条、第七条及び第九条中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

様式中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。